

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）

第 2 章 推進計画等（第 7 条・第 8 条）

第 3 章 脱炭素社会の実現に向けた基本的施策（第 9 条－第 15 条）

第 4 章 推進体制等（第 16 条－第 18 条）

附則

地球温暖化への対処は、私たち一人ひとりに課せられた喫緊の課題である。令和 3 年 8 月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（I P C C）第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書政策決定者向け要約」によれば、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。

我が国においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、個々の気象災害と地球温暖化との関係を明らかにすることは容易ではないが、観測値を基にした数値モデルによる解析では、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されている。

こうした影響は、本県においても例外ではない。私たちのふるさと山形県は、数多くの秀麗な山々、県土を縦貫する母なる最上川、紺碧の日本海に象徴され、全国一の面積のブナの天然林をはじめとする豊かな緑や清らかな水などの美しく豊かな自然に恵まれており、私たちは、このような環境から多くの恵みを受けてきた。しかしながら、近年は大雨による河川の氾濫等の被害が観測され、県民生活が大きく脅かされている。

こうした状況の中、我が国を含む世界各国が、気候変動に関する国際連合枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）において平成 27 年 12 月に採択されたパリ協定の下、21 世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出の量を実質的にゼロにすることを目指して取組を進めているところである。そして本県においても、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出の量を 2050 年までに実質的にゼロにすることを目指す「ゼロカーボンやまがた 2050」を令和 2 年 8 月に宣言し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの拡大等により化石燃料への依存からの脱却を図ることを決意したところである。これを実現し、人間の社会活動による気候変動への影響を最小限に食い止めるためには、県民が一丸となり、実効性のある取組を直ちに行っていくことが求められる。

このため、私たちは、地球温暖化への対処を契機として、生活様式や経済活動などあらゆる社会経済構造の変革を推進し、柔軟で革新的な発想をもってこの変革を社会経済の成長へと結び付け、真の意味で持続可能な社会を構築していかなければならない。そのためには、太陽光、水力、風力、バイオマスその他の地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの積極的な利用をはじめとする地域の脱炭素化に取り組み、併せて地域の環境の保全並びに地域の課題の解決を通じた地域の経済及び社会の持続的発展を図る必要がある。

ここに、私たちは、健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないこのふるさと山形県の健全で恵み豊かな環境を守り、将来の世代に継承していくため、県、事業者、県民等が相互に協力しあい、2050年までの脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、2050年までの脱炭素社会の実現に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、脱炭素社会の実現に向けた施策（以下「脱炭素施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素社会 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。
- (2) 地域の脱炭素化 法第2条第6項に規定する地域の脱炭素化をいう。
- (3) 温室効果ガス 法第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 法第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- (5) 温室効果ガスの排出の量の削減等 法第2条第2項に規定する温室効果ガスの排出の量の削減等をいう。

(基本理念)

第3条 脱炭素施策の推進は、山形県環境基本条例（平成11年3月県条例第7号）及びパリ協定の趣旨を踏まえ、環境の保全と経済及び社会の持続的発展を推進しつつ、本県における2050年までの脱炭素社会の実現を旨とし、地域の脱炭素化を中心として、県、事業者、県民等の密接な連携の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、脱炭素施策を策定し、及び総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、市町村が行う脱炭素施策について広域的な観点から必要な調整を行うとともに、これを支援するように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、脱炭素社会の実現の重要性について理解を深めるとともに、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を自主的かつ積極的に講ずるように努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、脱炭素社会の実現の重要性について理解を深めるとともに、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるものとする。

第2章 推進計画等

(推進計画の策定)

第7条 知事は、脱炭素施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 脱炭素施策の推進に関する基本的な方針
- (2) 脱炭素施策の内容及び実施に関する目標
- (3) その他脱炭素施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を聴かななければならない。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、県が講じた脱炭素施策の実施の状況等に関する報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 脱炭素社会の実現に向けた基本的施策

(地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの利用)

第9条 事業者及び県民は、地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを積極的に利用するように努めるものとする。

2 県は、地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーが地域の実情に応じて有効に利用されるよう、関係者の連携の促進、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業活動に伴う排出削減)

第10条 事業者は、事業の用に供する機械器具のエネルギー消費性能（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第148条第1項に規定するエネルギー消費性能をいう。次項において同じ。）の向上、輸送方法等の見直し、廃棄物の発生の抑制、化学肥料及び農薬の使用の低減その他の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を促進するため、エネルギー消費性能が優れている機械器具の導入の促進、事業者が行う温室効果ガスの排出の量の管理（事業者が、その事業活動の実施に当たって、自主的に温室効果ガスの排出の量の削減に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、その実施状況を点検して必要な是正の措置を講じ、並びにこれらについて客観的な監査を行う一連の取組をいう。）の普及及び支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(日常生活における排出削減)

第11条 県民は、住宅のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。次項において同じ。）の向上、自転車又は公共交通機関の利用、廃棄物の発生の抑制その他の日常生活における温室効果ガスの排出の量の削減に資する行動の選択に配慮するように努めるものとする。

2 県は、日常生活における温室効果ガスの排出の量の削減を促進するため、住宅のエネルギー消費性能の向上の促進、温室効果ガスの排出の量の削減に資する地域環境の整備及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林等による吸収作用の保全等)

第12条 事業者及び県民は、森林、藻場等（以下「森林等」という。）による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化について理解を深めるとともに、森林等の整備及び保全に関する活動への参加、事業活動及び日常生活における県産木材（県内で生産された木材（県内の森林に由来するものに限る。）をいう。次項において同じ。）の利用その他の温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、森林等の整備及び保全、県産木材の加工及び流通の体制の強化、事業者及び県民の温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に関して行う活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術の研究開発等)

第 13 条 県は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術の研究開発及び活用を推進するため、事業者、大学その他研究機関等との連携の強化、当該研究開発の成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(脱炭素学習への参加等)

第 14 条 県民は、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において脱炭素社会の実現の重要性についての理解を深めるために行われる学習及び教育（以下「脱炭素学習」という。）に参加するように努めるものとする。

2 事業者は、その従業員その他の県民に対する脱炭素学習の機会を提供するように努めるとともに、その従業員が他の者が行う脱炭素学習に参加することができるように配慮するよう努めるものとする。

3 県は、事業者及び県民の脱炭素社会の実現の重要性についての理解を深めるとともに、これらの者の脱炭素社会の実現に関する活動を行う意欲が増進されるよう、脱炭素学習の振興、脱炭素学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(気候変動適応の推進)

第 15 条 県は、地域の脱炭素化のための取組の持続的な実施を図るためには、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 2 条第 2 項に規定する気候変動適応を推進することが重要であることに鑑み、同条第 1 項に規定する気候変動影響による被害の発生を防止し、又は軽減するための施策の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 推進体制等

(推進体制の整備)

第 16 条 県は、事業者、県民、市町村、法第 38 条第 1 項の規定により知事が指定する地域地球温暖化防止活動推進センターその他関係機関と連携して、脱炭素施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 17 条 県は、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力して、脱炭素施策を推進するものとする。

(財政上の措置)

第 18 条 県は、脱炭素施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている脱炭素施策に関する計画であって、推進計画に相当するものは、第 7 条第 1 項の規定により定められたものとみなす。